

## 2.小規模建築物

# 01-04 出入口、便所、敷地内の通路読替え

### 基本的な考え方

- ・小規模な生活関連施設の利用特性を踏まえ、すべての利用者の円滑な利用に供するものとする。

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<b>01 出入口</b>	●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げるものであること。	
(1)幅	●幅は、85 センチメートル以上(構造上出入口の幅を 85 センチメートル以上とすることが困難である場合又は車椅子使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80 センチメートル以上)とすること。	
(2)段	●通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該小規模建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<b>02 便所</b>	<p>●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、施行規則別表第 25 の項(2)ア及びイ並びに 13 の項(2)イ(ア)及び(イ))の規定によるものとし、施行規則別表第 2 15 の項(1)の規定による標識を設けること。</p> <p>規則別表第 2 5 の項 (2)            ア 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。            イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう空間が確保されていること。</p> <p>規則別表第 2 13 の項 (2)            イ (ア) 幅は、85cm 以上(構造上出入口の幅を 85cm 以上とすることが困難である場合又は車椅子使用者が当該出入口に直進のまま出入りすることができる場合にあつては、80cm 以上)とすること。            イ (イ) 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>規則別表第 2 15 の項            (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。            ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。            イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該表示すべき内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの)とすること。</p>	<p>・建築物において定義する「準車椅子使用者用便所」の構造及び移動等円滑化経路を構成する出入口の規定に適合した便所を設ける。</p> <p>・当該便所の付近には、移動等円滑化の措置がとられた便所であることを表示する、JIS Z8210 に適合する標識を高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。</p> <p>・移動等円滑化とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう</p>

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<b>03 敷地内の通路</b>	●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に掲げるものであること。	
(1)幅	●幅は、1.2メートル以上とすること。	
(2)段	●通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合又は当該小規模建築物を管理する者等の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合は、この限りでない。	

●:整備基準 ○:推奨基準 (⇒★参考図、関係法令)		解説
<b>04 読替え</b>	●生活関連施設のうち、多数の者が利用する建築物における規則別表第3 1の項【01 出入口】及び3の項【03 敷地内の通路】の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とすること。	

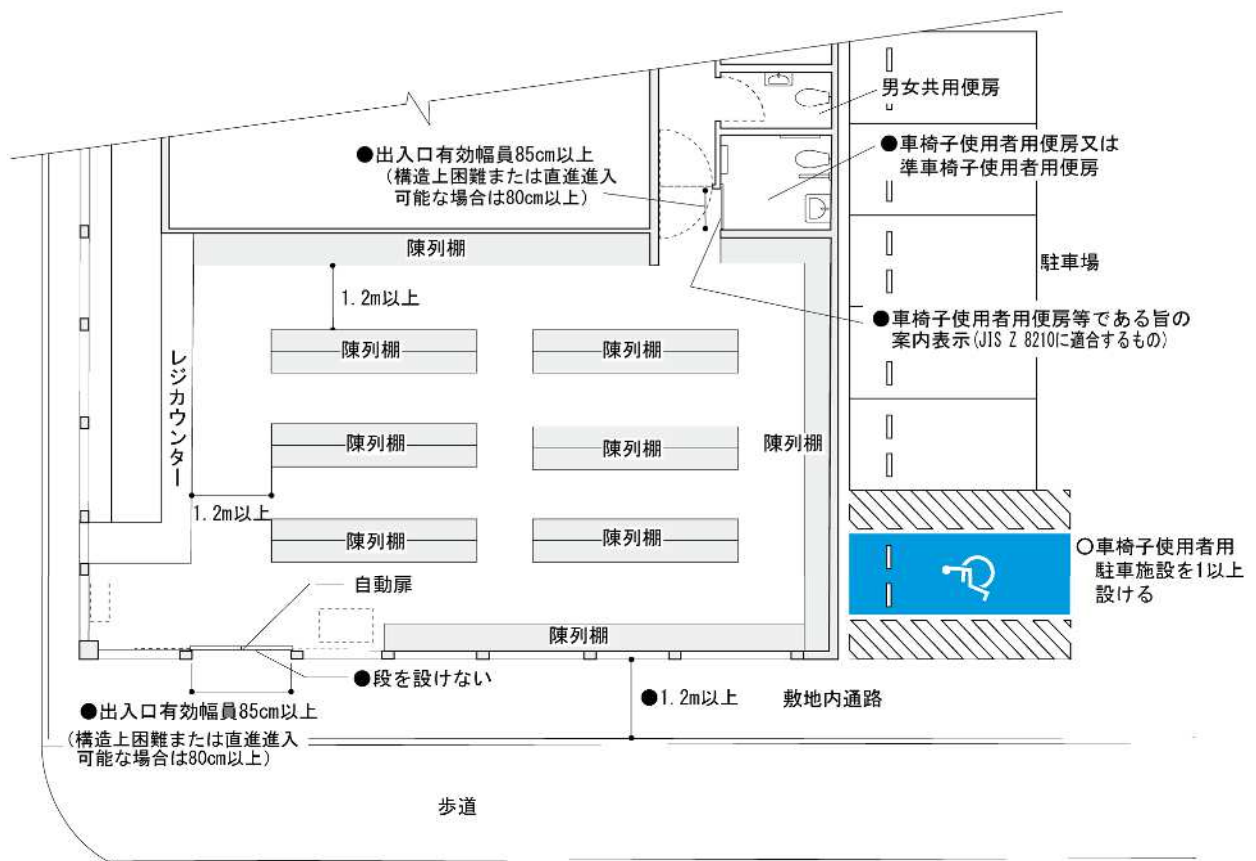


図 21-1 150㎡未満のコンビニエンスストアの例